

大正期の京都府における水防強化 —大正6年10月水害における久世郡の水防と 淀川木津川水害予防組合設立に着目して—

林 倫子¹

¹関西大学准教授 環境都市工学部都市システム工学科 (〒564-8680大阪府吹田市山手町3-3-35)
E-mail: mhayashi@kansai-u.ac.jp

本稿では、大正期に京都府の採った水防強化策を、久世郡における水防活動の実態と水害予防組合設立を通して明らかにした。京都府の場合は、水害予防組合設立という内務大臣訓令を受けた全国的な水防改革が1917(大正6)年10月の水害を契機として本格的に検討され、結実したことを示した。その他、消防組が水防の担い手とならなかった理由の一つとして、在郷軍人会と青年団が村落の共同作業の担い手となったため、土木作業に近い水防が消防組の手を離れたという可能性を指摘できた。さらに、水害予防組合と消防組という当時の日本における水防組織の二重性について、京都府は既存の水防活動単位を水害予防組合を構成する最小単位の水防組として活用するだけでなく、敢えてこの二重性を対象河川の流域スケールの差に対応させて、大小2層の水防の枠組みを併存させようとしていた事実を指摘できた。

Key Words : *Yodo River, Kizu River, flood levee protection, flood fighting association, Kyoto Prefecture, Kuze County*

1. はじめに

本研究は、大正6年10月に発生した水害での京都府久世郡各町村の水防活動実施から、その2年後に同地に水害予防組合が設立されるまでの顛末を通して、大正期に京都府が示した水防強化策について明らかにすることを目的とする。

明治・大正期の我が国における水防活動の制度的枠組みは、複雑である。

まず、水害予防組合と消防組という、水防行政の二重性¹⁾が指摘されている。明治前期までの日本では利水・治水・水防が不可分であり、伝統的な洪水氾濫防止策として村や部落単位で自治水防が行われてきた。1890(明治23)年に「水利組合条例」にて規定された、郡長や市町村長を組合長とする水害予防組合は、この伝統的な水防組織の流れを汲むものとされる。水害予防組合は、府県営治水事業の工事費の地元費用負担、国営府県営治水事業の実現・充実のための陳情・請願活動、堤防の維持・管理などの水防事業、そして1908(明治41)年に「水利組合法」へ改組された後には灌漑・排水事業をも、その機能として有していた。一方、1894(明治27)年「消防組規則」では、官設水防組織として水防組、もしくは消防組が水災の警戒防衛を行うことが規定された。その経費は市町村が賄うが、この消防組は土木行政ではなく警察行政の所管であり、指揮監督は警察署長となっていた。そしてこの2つの組織間では十分

な有機的連携が行われていなかったという指摘もある²⁾。

これに対し、土木行政側でも、治水と連動させて水防の充実を図るべく制度設計が行われていった。1896(明治29)年制定の「河川法」では、上記の水害予防組合や消防組に加え、市町村にも水防が義務付けられた。しかしこれは十分に発展しなかったとされる³⁾。その後1912(大正元)年には内務省土木局が「治水ノ計画ト相俟テ水害防禦ノ周到ヲ期」すために『地方ニ於ケル水防状況一斑』を発行し、1916(大正5)年4月14日の内務大臣訓令第4号において、水防の必要のある地方公共団体に国家が初めて具体的に統一的な水防に関する内容を指示した。この訓令は、岐阜県輪中における水害予防組合の水防規定をモデルにしたものと指摘されており⁴⁾、「水防施設ヲ完備セシムルト共ニ之ガ監督指導ニ努メ以テ水害予防ノ実績ヲ挙グルコトヲ期スベシ」とされた。これを受けて、制定時期や形式・内容は非画一的ながらも、各府県で水防に関する府県令および訓令が制定・交付され、水防活動を主体とする水害予防組合の設立や、既存の組合組織や水防施設・設備の強化が行われていったとされる。

上記のように、水防をめぐる国家レベルの制度面については既往研究で整理されているほか、各地域における実際の水防のあり方については、岐阜県の輪中水害予防組合⁴⁾、茨城県利根川下流左岸、新潟県信濃川下流、静岡県大井川下流右岸²⁾について報告が

ある。しかしこれらはいずれも明治期より水防に関する諸規程を有していた県であるため、1916(大正5)年の内務大臣訓令を受けて大きな変革が起きた地域であるとは言い難い。一方、本研究で取り上げる京都府は水防に関する制度設計が前記の県よりかなり遅く、水防に関する府令・訓令の制定・交付が1919(大正8)年であり、それまで府下に1つしかなかった水害予防組合が同年に3つ設立された。これらは前記の内務大臣訓令と、1917(大正6)年10月に府下で発生した水害における水防活動の反省を踏まえたもので、府として水防強化に取り組んだ結果である。本稿ではその一連の出来事を追うことで、比較的制度化の遅れていた地域における水防の近代化過程について明らかにしてみたい。

2. 大正6年10月の水害における久世郡各町村の水防活動

(1) 久世郡の地勢と治水事業の進捗状況

京都府久世郡は淀川流域に位置し、郡内に木津川・宇治川・桂川の三川合流点と、宇治川の遊水地であった巨椋池を有していた。このため歴史的に水害常襲地域であり、地域は河川改修事業の実現に向け熱心な運動を展開していった⁵⁾。国直轄の治水事業として1896(明治29)年から10か年計画で実施された淀川改良工事では、三川合流点が整備された。加えて、1903(明治36)年の淀川流域の大洪水を受けて久世郡御牧村の大池水路が締め切られたことで、巨椋池が宇治川から完全分離され遊水地機能を失ったが、その補完措置として瀬田川洗堰が設置された⁶⁾。また1911(明治44)年度から京都府が7か年計画で実施した木津川改修工事では、淀川改良工事で流路変更された旧木津川・新木津川の直上にあたる木津川右岸佐山村のあたりで、木津川の川幅を数十間取り広げた⁷⁾。このため水害発生前の久世郡内では、木津川の佐山村より上流部は手つかずであったものの、木津川の下流部および宇治川については、各改修事業の効果が見込める状態であった。

(2) 大正6年10月水害の概要

1917(大正6)年9月末から10月にかけて発生した水害は淀川改良工事竣工後初の大洪水となり、特に木津川で計画水量を大幅に上回った。淀川水系各川流域内で滋賀から大阪まで広範に甚大な被害が発生し、瀬田川洗堰の運用方法を巡って地域間対立が顕在化したほか、治水計画の見直しと再改修の必要性が議論され、1918(大正7)年着工の淀川改修増補工事につながった⁸⁾。

京都府下では木津川筋で破堤・多数落橋した⁸⁾ほか、宇治川右岸の伏見町三栖、納所村周辺で破堤したため甚大な浸水被害が起きた⁹⁾。久世郡内では、淀川改良工事により郡内で唯一宇治川右岸に位置することとなった淀町が上記の浸水被害を被ったものの、その他宇治川左岸・木津川右岸の各町村では、無数の

堤防崩落の危機に見舞われ一部は危機一髪の状態であったものの、結果的に決壊箇所はなく、浸水被害を免れている。

(3) 大正6年10月水害における各町村の水防活動

同水害における各町村の水防活動については、後に京都府の指示のもと、久世郡が聴き取り調査を行っており、その調査結果が京都府立京都学・歴史館所蔵『水害一件(久世郡役所文書6)』に収められている。次章で詳述するが、これは奇妙な働きをした功労者の表彰を目的に行われた調査であったため、郡内の全町村を網羅しているわけでない。この文書を元に、同水害発生前の各町村における水防に対する備えの状況と、水害当日の水防活動の状況、その際に顕在化した問題をまとめたものが表-1¹⁰⁾である。

まず、水害発生前に各町村が行っていた水防に関する備えについてみていく。

組織や指揮系統について、富野荘・寺田・御牧の各村では取り決めがあった。ただし、壮年男子で組織されかつて火水防の両方において活動していた消防組は、水害発生前にはいずれの村でも水防に関して有名無実化しており、実体としては帝国在郷軍人会および青年団が水防任務にあたることとなっていた。帝国在郷軍人会は1910(明治43)年に設立されたが、村落内の年齢集団においては、従来から村落内の土木工事・維持管理等を継承する若者集団であった青年会・青年団と、その上の中堅会との中間的位置づけとなっており、青年団とともに共同作業を行うようになっていったことが指摘されている¹¹⁾。水防は土木作業に近い性質を持つため、帝国在郷軍人会が誕生した後は、警察所管の消防組は関与しなくなっていたものと考えられる。つまり、既往研究でも指摘されているように、京都府でも消防組が水防の担い手として十分に機能していなかったが、その理由の一つとして村落内の組織構造の変化が指摘できる。ただし御牧村の報告では、消防組・在郷軍人会・青年団の構成員には重複があり、実際には消防組員が多くという水防に出動していたという記載もあるので、担当組織の変化が地域での水防活動にどのような影響を及ぼしたのかについては慎重に検討する必要があることを付記しておく。次に指揮系統については、消防組が機能していないため警察吏員は含まれておらず、村長や村吏員に加え、区長・土木委員・水番といった村落の担当役職、在郷軍人会や青年団の役員が組み込まれていたが、その呼び名や担当は村ごとに異なっていた。この3ヶ村には警戒開始の目安や水防材料の納屋も存在していたというので、少なくとも消防組設立時以来の水防体制が、担い手の変更はあれどある程度継承されていたのであろうと考えられる。

佐山村には、組織や指揮系統について一定の決まりはなかった。ただし警戒開始の目安は設定されており、水防材料も部分的に備えられているので、旧来の水防体制がどの程度充実していたのかは定かでないが、一定程度は継承されていたものとみられる。

表-1 1917（大正6）年10月の水害における、久世郡各町村の水防活動
 （『水害一件（久世郡役所文書6）』収録の各町村の調査書をもとに、筆者作成）

		富野庄村	寺田村	佐山村	御牧村	淀町
水害発生前の水防に関する備え	組織	壮年男子の消防組 (有名無実) →在郷軍人会および青年団	壮年男子の消防組 (有名無実) →在郷軍人会および青年団	一定のものはないが、 各住民	壮年男子の消防組 (有名無実) →在郷軍人会および青年団	×M18以来の未曾有の被害で、桂川の警戒には顧慮していたものの、淀川については改修後ほとんど安堵していたため、水防上何ら設備がなかった。
	指揮系統	村吏員・部落総代・団体役員	村吏員・土木委員・各町取締役	一定のものはなし	村長・区長・各部落からの水番	
	警戒開始の目安	あり (1丈5尺出水)	あり (1丈2尺出水)	あり (木津川筋1丈余、水門監視のついでに堤防も)	あり (木津川筋1丈2尺、腹石沈水を土木委員が観察)	
	警戒区域	各部落所属区域	各町、寺田大南町より順次北へ堤防延長300間ずつ	一定のものはなし	記載なし	
	炊出し	あり	あり	あり	記載なし	
	非出動者への懲罰	記載なし	あり	記載なし	記載なし	
水害当日の水防活動における問題点	水防材料	材料納屋(3箇所)に格納	材料納屋(3箇所)に格納、毎年数量確認	△材料納屋(3箇所)に杭・松明用割木、村役場と各区集会所に掛矢10楹のみ	△材料納屋(3箇所)しかし改修後成後は水防材料の準備を閑却、東一口の納屋には杭百数十本のみ	
	人手確保	なし (村内他部落および隣村(寺田)より応援)	なし (隣村(富野荘)へ応援)	なし (村内他区より応援)	記載なし	記載なし
	材料調達	×欠乏、 付近民家より徴発、 材木屋より購入	記載なし	記載なし	×欠乏、 空俵・縄を挑発するもすべて欠乏、	×周辺民家からの徴発材料で堤防修理(活動自体が少なかった)
	技術	×危険のため、 経験ある老人の出動を要請	記載なし	記載なし	なし(防禦の形式は旧来の経験に法った)	記載なし
状況・備考	出動者の活動が今少し遅鈍であったなら、決潰まで到らずとも、大欠崩程度まで至っていた。	数カ所の小崩落があるも、大事に至らなかった。	改修により築かれた新堤防が人家に近いところで漏水、新堤防に腹付した箇所も崩壊した。部落民で対応→村吏員の指揮で在郷軍人会・消防組で対応。	堤防は大崩落し決壊かと思われたが、対岸の三栖堤の決壊により減水し、危機一髪のところでも無事であった。天祐のなせるところであるが、防禦の効果でもある。	町助役が堤防警戒の必要を認め、来合わせた校長に相談、青年団・在郷軍人会分会にも要請。町内有志として町会議員、学校訓導なども参加。町長指揮のもと二手に分かれ、桂川・淀川の両方を警戒。上流三栖堤防の大決潰・納所村五番樋門扉破却により町の大部分を浸害。以後は役場・警察官吏とともに避難警戒へ。	

一方淀町では、今回の水害が1885（明治18）年以来30余年ぶりの水害であり、また桂川の警戒には顧慮していたものの、淀川については改修後ほとんど安堵していたため、水防上何ら設備がされていなかったという。淀町の調査書では、右岸上流三栖堤防の大決壊が住民にとって「意外」な出来事であったと表現されている。地域は治水の効果を過信しており、結果として水防に必要な事前の備えを軽視するようになっていた。これは淀町だけでなく他の村にも共通してみられる傾向である。例えば、木津川上流のため改修工事未着手の富野荘・寺田村では、水防材料の準備も含め事前の備えにおいて特に問題は見られなかった。しかし改修工事済の佐山・御牧村では、材料納屋は存置されていたものの材料の準備はなおざりな状態であった。

このような状況下で行われた各村の水防活動の現場では、堤防からの漏水や亀裂の発生、大小の崩落に対して防禦作業が行われた。特に富野荘・佐山・御牧・淀の各町村では、結果的に破堤には至らなかったが危険な状態に陥っており、防禦活動の破堤抑止効果が大きく認められたという。ただし実際の活動においては、人手確保の面では村内あるいは村間の応援で対処できていたものの、特に材料調達の面で問題が多発していた。富野荘・御牧村では周辺民

家から材料を徴発するも足りず、材料欠乏により活動が出来ない時間があった。淀町では対岸三栖の決壊により結果的にほとんど堤防防禦を行う必要がなかったものの、材料の事前準備が全くなかったため防禦活動はごく一部しか行うことができなかった。また技術面でも、富野荘村が危険のため経験ある老人の出動を要請しており、現場レベルで支障が生じていた可能性がうかがえる。

その他、同年12月25日の京都府会通常府会において「淀川治水に関する意見書」が可決された際、意見書提出者で淀川改修に関する地域の運動を率いてきた府議会議員田中祐四郎は、次のように発言した。

「…水害ノ後ヲ見マスルト、実ハアンナ丈夫ナ堤防デアルカラ減多ニ切レナイト安心シテ外ノ危険ナ場所ニ水防シテ居ッタ、サウスルト知ラヌ間ニ堤防ヲ流シテ仕舞フタノデアル、斯ウ云フコトヲ、沿岸ノ人ハ申シマス…」¹²⁾

改修工事に対する過信により、特に新設堤防の防禦が手薄になってしまっており、内務省の目指していた「治水ノ計画ト相俟テ水害防禦ノ周到ヲ期」する、という状態には程遠い状況であったことが確認される。

3. 水害をうけた京都府の水防強化の動き

(1) 水災地視察を行った京都府警察部長の談話

京都府は水害直後より、水防の効果と問題点について把握していた。浸水箇所は減水もままならぬ10月1日に水災地視察を行った丸茂藤平警察部長は、京都市新聞記者に対し以下のように語ったという。

「(前略) …更に今回の惨状に鑑み最も急切を感じたるは防水の設備に関するに於て斯る水災の多き地方に在りては平生より各人民が出水に際し堤防の決潰を防禦するの策を講ずること肝要なるべし、即ち栗石、蛇籠、其他の工兵隊に備へ付け各民戸は勿論浸水の恐れある各村にては共同的に特殊の材料を備へ付け豫め水防組合の如きを設け置きてイザと云はゞ一斉に活動するやうになすこと肝要なるべく這は其村の消防組に一任し消防器具器械と相俟つて水防器具器械を備へ付くること肝要なるべしと思ふなり云々」¹³⁾

警察部長の立場としては、先述のように今回の水災地において消防組がほとんど機能していなかったことについて、問題意識を強く感じたものと推察される。また従前の消防組の強化だけでなく、水防組合設立の必要性についても言及しており、水害予防組合設立という前年の内務大臣訓令を受けた全国的な水防改革が、同水害を契機として、京都府でも本格的に検討されはじめたことがうかがえる。

(2) 水防に尽力した特志者の表彰

同水害は長期化した。10月10日にも大雨が降って各川が増水したため、府下各地の決壊箇所では、応急的に設置された仮堤防の防禦が必要となった。いくつかの仮堤防は破壊され、三栖の決壊箇所の仮堤防からも溢水し、淀町は再び浸水被害に見舞われた¹⁴⁾。その一方で、木津川筋や桂川筋では、破壊の危機に瀕した綴喜郡井手村・乙訓郡大山崎村の仮堤防が「防水の効により辛ふじて食ひ留」られたことが、新聞報道されている。同じく乙訓郡桂川支流小幡川筋の決壊箇所についても、郡長が浸水の虞ある5ヶ村の村長を招集して防水施設の協議会を開催し、各村青年団員1,800名の決死防水隊を組織して警戒にあたった結果、堤防が破壊されなかったといい、「機宜に適せる防水的施設は確実に効力の大なるものあるを確かめられたるものにして、前後二回の出水に際し防水に尽力したる特志者に対しては何れ調査の上府に於て夫れ／＼表彰の途を講ぜんの方針なり」と報じられている¹⁴⁾。

久世郡においても、水害において救護やその他奇特の行為を行った表彰対象者の調査依頼が知事からあり、10月18日付で郡長が各町村長へ候補者を内申するよう依頼している。立地からして被害がなく特段活動していなかったと思しき槇島村・大久保村長からは、同20日付で「功労者の該当者なし」との報告があったことが認められる。そして、おそらく

村長より内申があったと思われる富野荘村・寺田村については、それぞれ11月8日・6日に郡書記が各村で聞き取りを行い、調査書を作成した。そして11月16日には淀町の関係者が、また翌1918(大正7)年2月には、先に内申した「抜群ノ者」(淀町関係者)に次ぐ者として富野荘村・寺田村・佐山村・御牧村の各関係者が、府知事宛報告された。淀町・佐山村・御牧村の調査書には日付がないが、この調査過程のいずれかで作成されたものと考えられる。これらが、前章にて取り上げた各町村の水防活動に関する調査書である。

最終的には同月10日付で、京都府警察部長丸茂藤平・京都府内務部長上田萬平より上記5町村の関係者らが表彰された¹⁵⁾。京都府は水害を通して水防の必要性を認め、その功労者を表彰することにより、水防の重要性を府下の町村に広く知らしめようとしたものとみられる。

(3) 水防活動の強化と2層化

水害後の京都府は、水防強化に向けた制度設計を開始する。具体的な動きを確認するに至っていないが、御牧村の土木委員として東一口の堤防防禦にあたった山田喜市が、10月8日時点で「水防組合設定協議の爲め、郡役所へ出頭」したという記録もあり¹⁶⁾、水害後早い段階から地域レベルで協議が行われていた可能性が高い。

京都府の水防強化方針については、府令・訓令交付や水害予防組合新設がなされた大正8年度の予算案審議の場において、府会議員に対して説明がなされている。大正8年度予算案歳出臨時部第三款土木補助費第二項水防補助費を増額するにあたり、馬淵府知事は

「水害防備ノ事柄ハ從來本府ニ於キマシテハ組織的ニハ完備致シテ居リマセヌ、ソレガ為ニ年々水害防備ノ上ニ遺憾ヲ感ズル点ガ多イノデアリマスカラ、其防備組織ヲ完全ニ致サウト云フ其奨励ノ意味ヲ以テ新ニ水防補助費貳千円ト云フモノヲ計上致シテ置キマシタ」¹⁷⁾

と説明した。この「防備組織を完全に致す」という点についての議員からの質問に、上田内務部長は以下のように答えた。

「(前略) …実ハ水防ニ関スル計画ハ、從來ハゴ承知ノ通り消防組合規則ニ依ル消防組ガ兼營シテ水防ノ事ニ当ツテ居リマシタ、随ツテ其行政ノ系統カラ申シマスレバ、即チ警察ノ事務ニナツテ居ルノデアリマスガ、今回府ニ於テ計画シテ居リマス水防組ト申シマスノハ、昨年ノ…一昨年デアリマシタカ、内務省ヨリ標準ヲ示サレマシテ…(中略) …達示ガアリマシタ(筆者注：大正5年4月14日訓令第4号)、其水防組ト申シマスモノハ、消防組ガ從來兼任シテ居リマシタ水防組ト異ナツテ、比較的規模ヲ大ニシマシテ、サウシテ其行政監督

ノ系統モ警察——直接警察デナクシテ、…(中略)
…郡役所——郡長ヲ以テスルト云フノデアリマシ
テ、詰リ今回提出シテ居リマス水防組ノ奨励費ト
申シマスノハ、其新シキ形式ニ依ル水防組ニ付テ
奨励シタイト云フ趣意デアリマス…(中略)…従
来河川法ヲ準用スル河川及ビ適用スル河川ニ、新
シイ組織ノ水防組合ト云フモノヲ作ル、其以外ノ
所ハ従来ノ通りニ消防組ヲ以テ兼営シテ居ル水防
組ヲシテ当ラセル、此二ツノ水防組ガ将来起ルト
云フ事ニ計画シテ居リマス、ソレデ主ナル河川ニ
於テハ従来ヨリモ一層完全ニ砂防(ママ、水防カ)
ノ目的ヲ達スル事デアラウト信ジテ居リマス」¹⁸⁾

つまり、京都府の構想による水防活動の「完全化」とは、水防活動の2層化を意味していた。河川法適用・準用河川に対しては、郡役所管轄の水害予防組合を新設し、広域のかつ組織的、統一的な枠組みをつくる。それ以外の河川については、既存の警察系統の消防組の兼営する水防組を強化して当たらせる。つまり、既往研究で指摘されている当時の水防組織の二重性を、対象河川の流域スケールの差に対応させて、大小2層の水防の枠組みを併存させようとしていたことになる。

後者については1918(大正7)年9月に、八幡町消防組合に水災警防を兼務させ器具を配置する府令を制定した。京都日出新聞¹⁹⁾によると、

「消防組に組織的に水防の任務を負はしめたのは府下では是を以て嚆矢とする譯で、同地方は…(中略)…出水の場合には何よりも第一に水防の任務に従ふことが最も大切なことであるに拘はらず、今日迄未だ之れに対する完全な設備がなかつたのであるが、今回初めて之れが組織を見るに至つたのである」

とあり、その後も各地の消防組の水防能力を強化していく方針であったことがわかる。

そして前者については、1919(大正8)年6月21日に、府令第51号「水害防禦規程」、第52号「水防委員設置規程」、同第53号「水防費補助規程」、告示第359号(水害防禦ノ設備ヲ為スヘキ地域指定)、訓令第23号「水防委員職務規程」、第24号「市、町村、町村組合、水利組合水防組設置規程」が制定された²⁰⁾。中でも「水防委員設置規程」では、河川法適用河川および準用河川の左右岸を、9つの水防区の管轄範囲として割当てている。水防面で利害の一致する市町村を、既存の行政単位にとらわれずに水防区としてまとめ、広域的な連携体制を構築しようとしていたことがわかる。

この一連の規程制定と前後して、同年1月18日には京都市外5ヶ町水害予防組合、8月7日には淀川木津川水害予防組合、8月11日には淀川左岸水害予防組合が、それぞれ設立された。

このうち淀川木津川水害予防組合が、先述の9つの水防区のうち久世水防区に相当している。当初管理

者は久世郡長で、その範囲は先述の久世郡の範囲にほぼ重なる。ただし、久世郡に属しているものの、先述のように、宇治川の対岸に当たり他の町村と水防上連携しえない淀町は除外されている。淀川木津川水害予防組合の水防区は3つの水防部から成り、また各水防部は3つないし4つの水防組で構成されている。淀川改良工事により飛地が発生し町村界が複雑化したため2村合同で結成されたものとみられる「八幡町・美豆村水防組」を除き、他の水防組はすべて単一の村の名前を冠している。また、それらの各水防組の担当区域境界はほぼ町村界に対応している。このことから、ここでいう水防組は旧来の村単位の水防の枠組みを踏襲したもので、水害予防組合の最小活動単位を従来どおり村単位で設定していたことが確認できる。水防組の定員は組ごとにかなりばらつきがあるが、これは担当区域の大きさに応じて割り振られているものと想像される。なお、川に直接面していない小倉・大久保両村の水防組は、予備水防組と位置づけられ担任区域を持っていないうえ、定員も小規模に抑えられている。

そして淀川木津川水害予防組合の設立から約1ヶ月後の1919(大正8)年9月6日には、木津川筋相楽郡において府下初めての水防演習が実施された²¹⁾。

4. おわりに

本稿では、大正期に京都府の採った水防強化策を、久世郡における水防活動の実態と水害予防組合設立を通して明らかにしてきた。京都府の場合は、水害予防組合設立という内務大臣訓令を受けた全国的な水防改革が、1917(大正6)年10月の水害を契機として本格的に検討され、結実したことを示した。

本研究で明らかにされた京都府の動向は、既往研究で指摘されている全国的な水防に関する動向と重なる部分も多かったが、これまで言及されてこなかった側面を挙げて、結論に代えたい。まず、消防組が水防の担い手とならなかった理由の一つとして、在郷軍人会と青年団が村落の共同作業の担い手となったため、土木作業に近い水防が消防組の手を離れたという可能性を指摘できた。さらに、水害予防組合と消防組という当時の日本における水防組織の二重性について、京都府は水防強化のために水害予防組合を設立する際、既存の水防活動単位を水害予防組合を構成する最小単位の水防組として活用するだけでなく、敢えてこの二重性を対象河川の流域スケールの差に対応させて、大小2層の水防の枠組みを併存させようとしていたことを指摘できた。

参考文献

- 1) 内田和子：近代日本の水害地域社会史，pp.20-22, 35-44, 1994.
- 2) 風間輝雄：近代における水防の組織と態勢，日本土木史研究発表会論文集，Vol.6, pp.138-146, 1986.
- 3) 前掲1), pp.113-128

- 4) 前掲 1), pp.113-141
- 5) 宇治市史, 第 4 卷, pp.218-229, 宇治市, 1978.
- 6) 建設省近畿地方建設局編: 淀川百年史, 1974..
- 7) 京都府立総合資料館編: 京都府百年の年表 7 建設・交通・通信編, p.167, 1970.
- 8) 京都日出新聞 1917 (大正 6) 年 10 月 3 日「木津川筋の被害詳報」
- 9) 京都日出新聞 1917 (大正 6) 年 10 月 2 日「河水大氾濫」
- 10) 富野荘村水防ニ関スル調査, 1917 (大正 6) 年 11 月 5 日調
寺田村水防ニ関スル調査, 1917 (大正 6) 年 11 月 6 日調
表題なし (仮題: 佐山村水防調査), 調査日不明
御牧村河原嶋宇治川筋堤防水防事蹟, 調査日不明
淀町水害事蹟調, 調査日不明
上記いずれも京都府立京都学・歴彩館所蔵『水害一件 (久世郡役所文書 6)』収録
- 11) 猪巻恵: 在郷軍人会の地域社会における確立過程について—若松支部資料を事例として, 現代社会文化研究, 31, pp.1-12, 2004.
- 12) 大正六年京都府通常府会議事速記録, 第 11 号, p.24
- 13) 京都日出新聞 1917 (大正 6) 年 10 月 2 日「水害地善後問題」
- 14) 京都日出新聞 1917 (大正 6) 年 10 月 12 日「再度の大出水」
- 15) 1918 (大正 7) 年 2 月 9 日, 七庶第六一七号 表題なし, 京都府立京都学・歴彩館所蔵『水害一件 (久世郡役所文書 6)』収録
- 16) 大正六年池本甚四郎日記, 大正 6 年 10 月 8 日の条, 『池本甚四郎家文書』 (宇治市歴史資料館寄託)
- 17) 大正七年京都府通常府会議事速記録, 第 2 号, p.11
- 18) 大正七年京都府通常府会議事速記録, 第 4 号, pp.11-12
- 19) 京都日出新聞 1918 (大正 7) 年 9 月 7 日「火と水の消防」
- 20) 京都府広報 号外, 1919 (大正 8) 年 6 月 21 日, pp.1-10
- 21) 京都日出新聞 1919 (大正 8) 年 9 月 9 日「水防演習の感想」

(2018. 4. 9 受付)